

意見公募要領

1 意見募集の対象

○ 省令

- ・ 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を改正する省令案
- ・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令を定める省令案
- ・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定持株会社の子会社に関する特例を定める省令を定める省令案
- ・ 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案
- ・ 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案
- ・ 放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を改正する省令案
- ・ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）の一部を改正する省令案
- ・ 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令案
- ・ 電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）の一部改正する省令案

○ 告示

- ・ 放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を改正する告示案
- ・ 周波数割当計画（平成二十一年総務省告示第七百十四号）の一部を改正する告示案
- ・ 放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を改正する告示案
- ・ 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表（平成十六年総務省告示第八百六十号）の一部を改正する告示案

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ウェブサイト (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見等の提出方法

意見書（別添様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提

出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：houtaikei_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

※ スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」として表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合には、担当者までお問い合わせください。）

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は 5MB となっていますので、それを超える場合には、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

併せて、意見の内容を保存したコンパクトディスク（CD）を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ ディスクの種類：追記型のコンパクトディスク（CD-R）または書換型のコンパクトディスク（CD-RW）

○ ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当までお問い合わせください。）

○ ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5779

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

担当に電話連絡後、送付してください。なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 提出期限

平成 23 年 4 月 4 日（月）正午（必着）

郵送による提出の場合も期限内必着とします。

5 留意事項

- ・ 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]に掲載するほか、総務省情報流通行政局放送政策課で配布します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(別添様式)

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備に関する意見募集」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載
すること。

(別添様式)

別紙

| 該当箇所 | 意見 |
|------|----|
| | |